

令和7年度川副児童館運営協議会

日時：令和7年12月3日（水）

10:00～

会場：川副児童館 2階図書室

次 第

1 開 会

2 自己紹介

3 会長挨拶

4 説 明

- (1) 川副児童館の概要等について（P 1～3）
- (2) 令和6年度実績について（P 4～14）
- (3) 令和7年度計画について（P 15～17）
- (4) 利用者アンケートについて（P 18～21）

5 児童館運営についての意見交換

6 閉 会

川副児童館運営協議会委員名簿

所 属	氏 名
佐賀県ユニセフ協会	江 島 き よ 子
南川副まちづくり協議会	本 村 一 見
小鹿幼稚園・むつみの園保育所	高 橋 順 子
利 用 者 代 表	田 原 真 由 子

事務局（4名）

役 職	氏 名
こ ども 政 策 課 課 長	岩 瀬 さ や か
こ ども 政 策 課 児 童 係 育 成 長	桂 智 之
こ ども 政 策 課 児 童 主 育 成 査	中 前 孝 之
川 副 児 童 館 副 館 長	伊 東 恵 子

(1) 児童館について

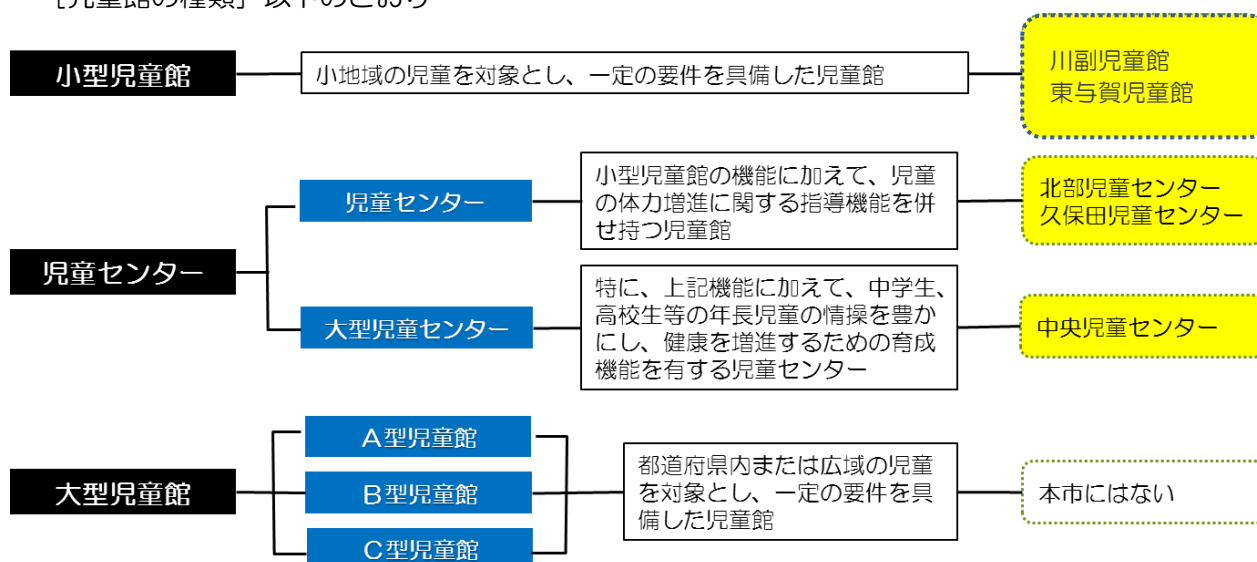
児童センター（児童館）とは

[位置付け] 児童福祉法第40条に基づく「児童厚生施設」

※児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設とする。

[利用対象] 0～18歳未満までの児童

[児童館の種類] 以下のとおり



児童館の基本方針～親しまれる児童館を目指して～

(1) 楽しく安心して遊べる、自由な『遊びの空間』を提供していく。

- 1 利用者に親しまれるよう、楽しい雰囲気を出す。
- 2 安全に、自由に、楽しく遊べるように遊具を設置する。
- 3 職員から明るい「あいさつ」「対話」に心がける。
- 4 利用者と職員・利用者同士の信頼関係をつくる。

(2) こどもの遊び文化の「発信基地」を目指す。

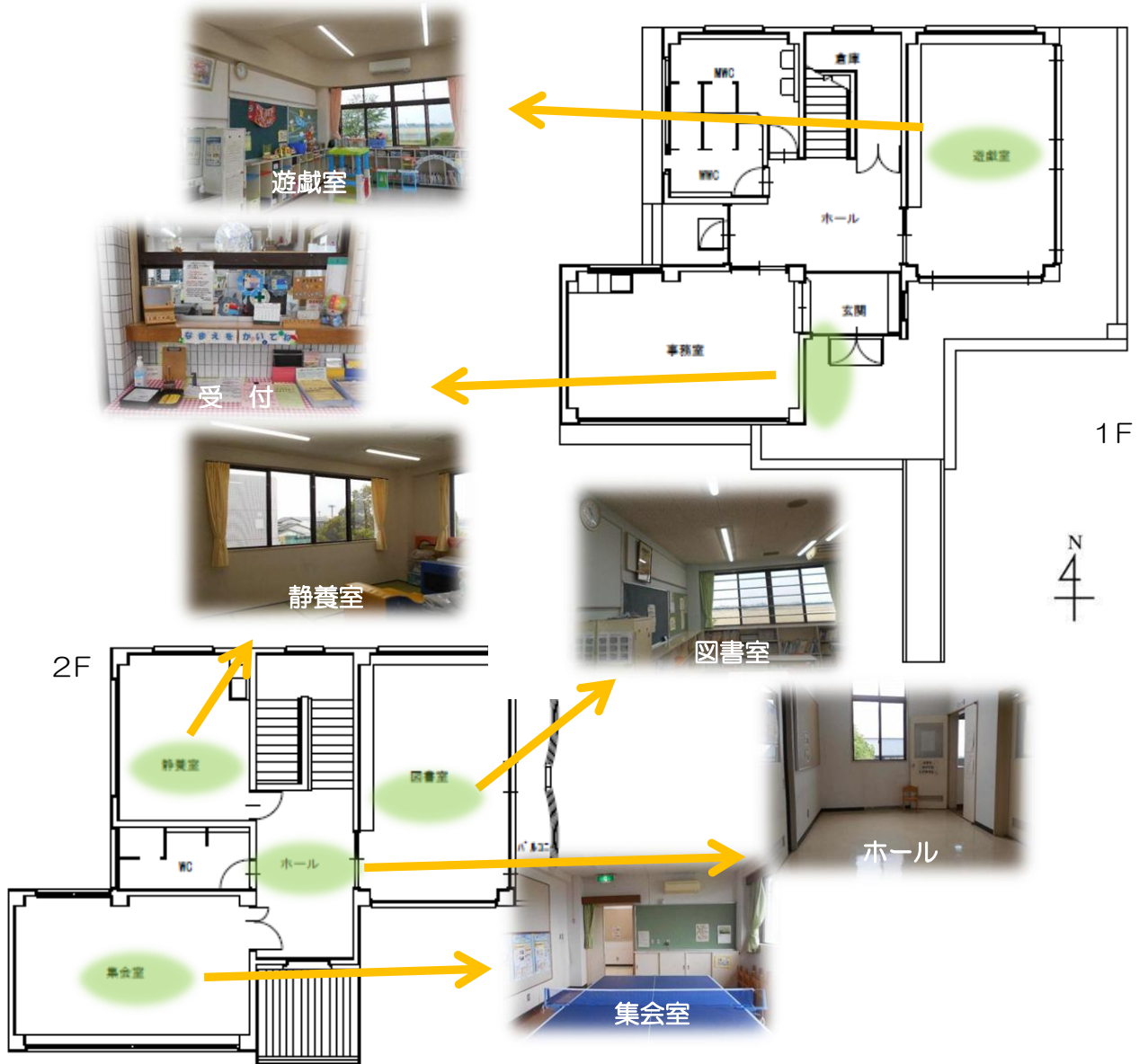
- 1 新しい遊びの紹介、伝承遊びの復興を図る。
- 2 利用者のニーズに柔軟に対応する。
- 3 こども同士、こどもと大人（高齢者）との交流事業を行い、地域社会の教育力の強化を図る。
- 4 講座・行事・サークル等を通じて、児童の保護者に《遊びの効用》・《遊びの重要性》をアピールする。

(3) 子育て支援及び異年齢交流活動に努める。

子育て支援的なサービスを実施し、保護者をサポートしていくとともに、これを通して児童の健全育成に努める。

川副児童館について

玄関を入れて右側に遊戯室、左側に事務室があり、館の外には体を動かせる広場があります。
川副地区のこどもたちの憩いの場となっており、毎日こどもたちの元気な声であふれています。



[開館時間] 9時00分～17時30分 (10/1～3/31 9時00分～17時00分)

[休館日] 月曜日、祝日の翌日、年末年始 (12/29～1/3)

[職員配置] 児童厚生員 (会計年度任用職員月給制) 2名 (欠員1名)

厚生員補助 (会計年度任用職員時給制) 2名

乳幼児向け講座「ゴーゴーキッズ」

◇乳幼児～未就学児とその保護者に向けた講座として「ゴーゴーキッズ」を開催しています。

◇活動は、毎週火曜日に実施しており、多くのこども達とその保護者が交流を深めています。

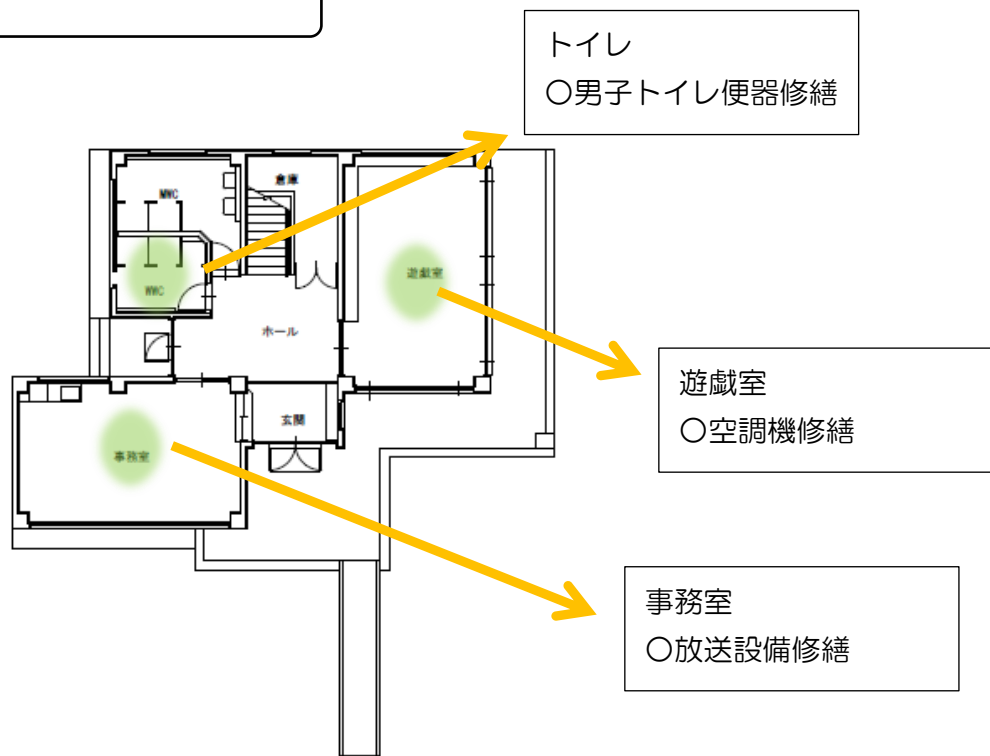
定期教室、豊富な行事

◇川副児童館では、キッズダンス、キッズ工作等の定期教室を毎月実施しています。

◇定期教室以外にも、毎月様々な行事を実施しており、多くのこどもや保護者が参加しています。

修繕

【屋内】 1F



【屋内】 2F

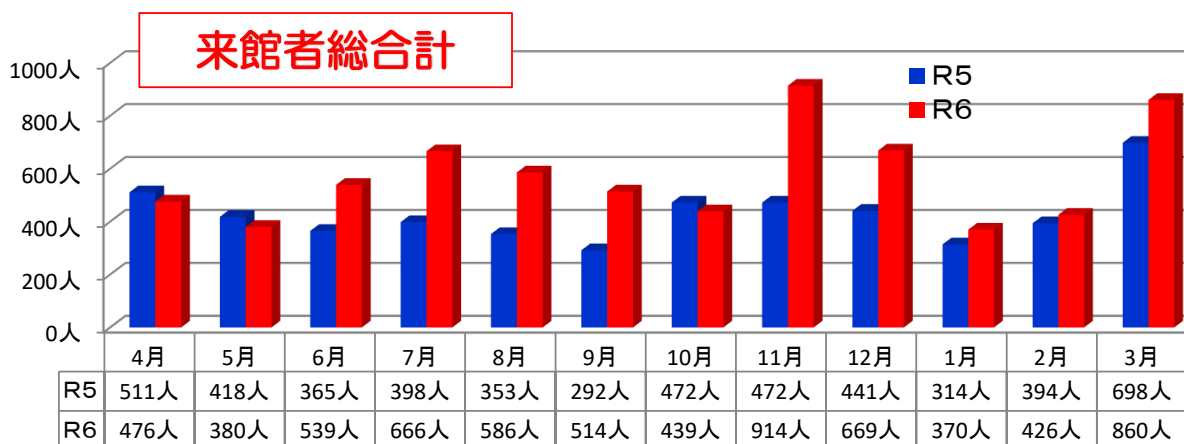
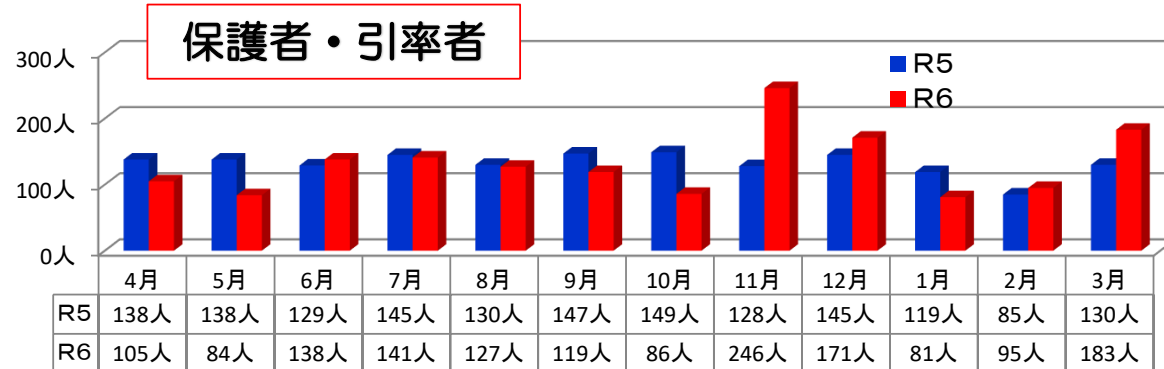
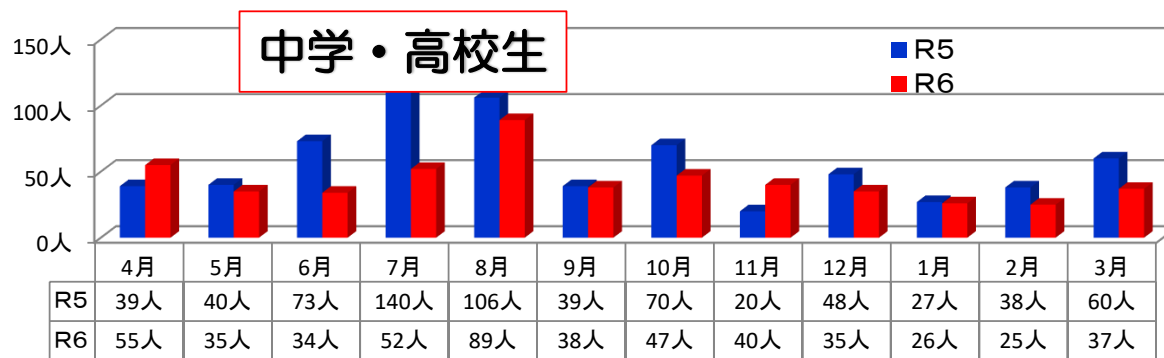
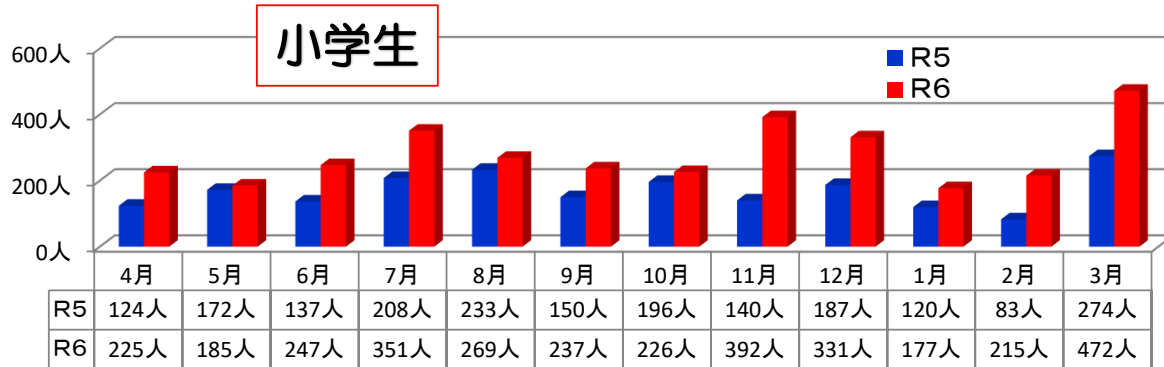
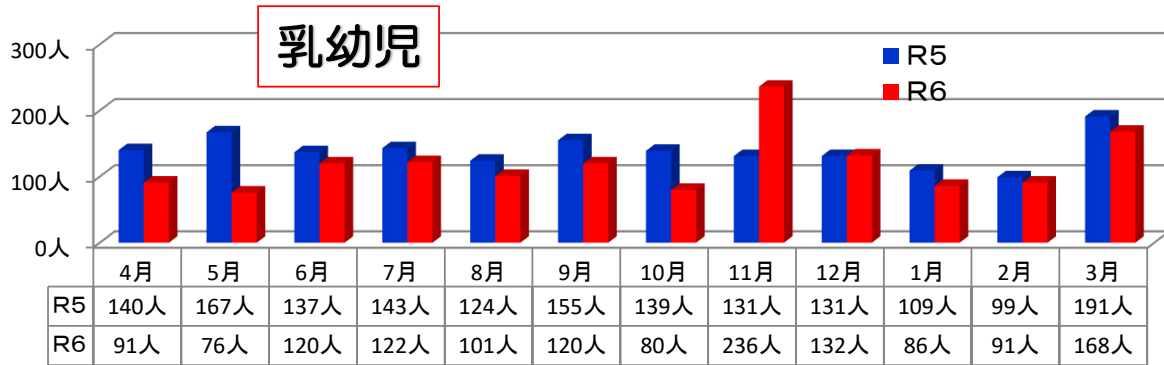


【屋外】

- 三輪車修繕

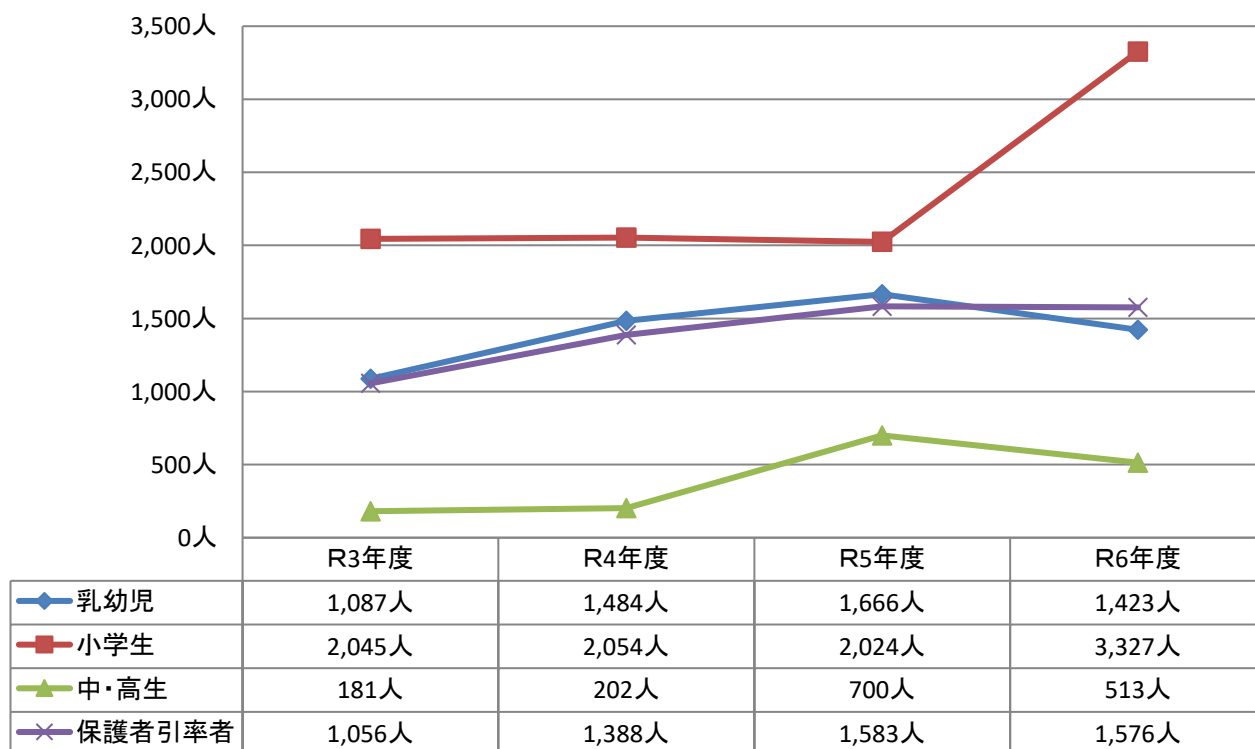
(2) 令和6年度実績について

○川副児童館の来館者数(昨年度との比較推移)

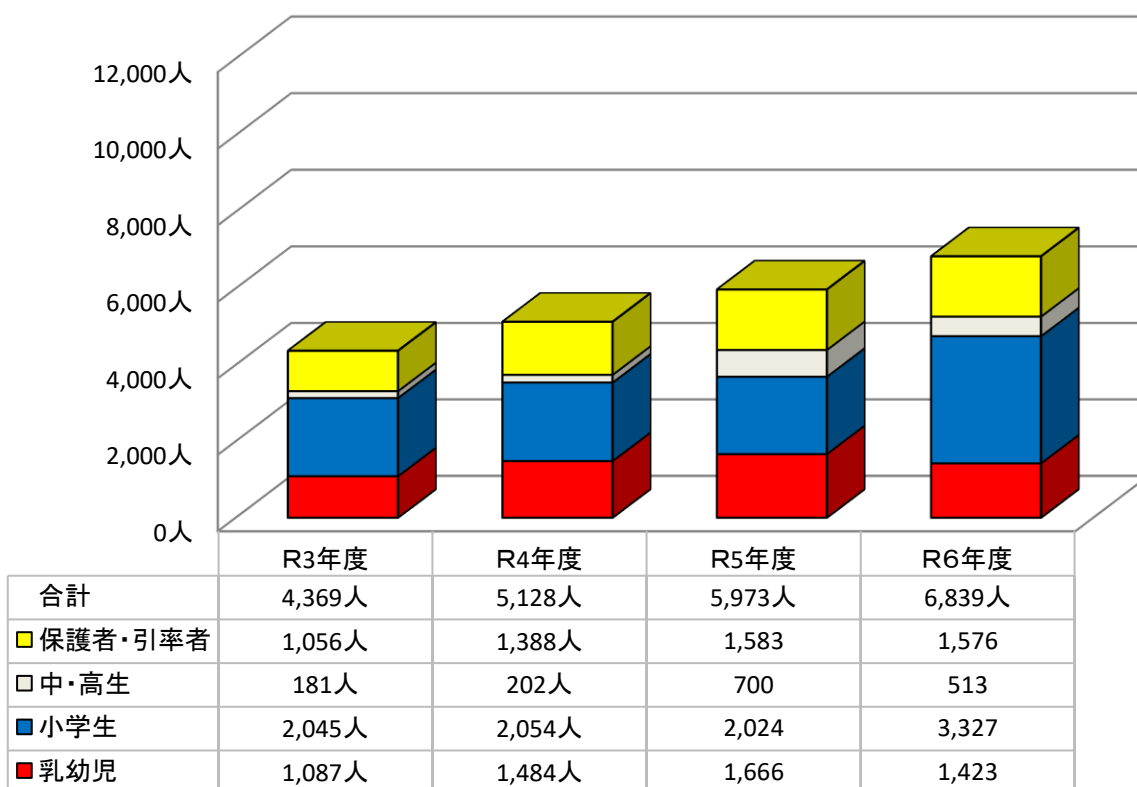


○来館者数推移

令和3年度～令和6年度利用者数推移



令和2年度～令和5年度利用者数推移



○令和6年度 川副児童館活動計画実績

月	日・曜日	活 動 内 容	参加人数		
			子ども	大人	計
4月	6日 (土)	将棋教室	4人	2人	6人
	9日 (火)	ゴーゴーキッズ	8人	7人	15人
	13日 (土)	キッズ工作	16人	4人	20人
	13日 (土)	キッズダンス	8人	3人	11人
	16日 (火)	ゴーゴーキッズ	5人	5人	10人
	18日 (木)	WaiWai ルーム	8人	7人	15人
	20日 (土)	将棋教室	3人	1人	4人
	27日 (土)	キッズ工作	12人	2人	14人
	6日 (土)	危機管理訓練(地震対策確認)	0人	3人	3人
5月	2日 (木)	WaiWai ルーム	0人	0人	0人
	4日 (土)	将棋教室	0人	0人	0人
	11日 (土)	キッズ工作	8人	4人	12人
	11日 (土)	キッズダンス	21人	15人	36人
	12日 (日)	スポーツ大会	3人	1人	4人
	14日 (火)	ゴーゴーキッズ	5人	5人	10人
	16日 (木)	WaiWai ルーム	0人	0人	0人
	18日 (土)	将棋教室	0人	0人	0人
	18日 (土)	アート教室(アロマ手芸)	10人	3人	13人
	21日 (火)	ゴーゴーキッズ	1人	1人	2人
	25日 (土)	キッズ工作	0人	6人	6人
16日 (日)	危機管理訓練(不審者対策訓練)	0人	3人	3人	
6月	1日 (土)	サツマイモ苗植え	17人	24人	41人
	4日 (火)	ゴーゴーキッズ	5人	5人	10人
	6日 (木)	WaiWai ルーム	1人	1人	2人
	8日 (土)	キッズ工作	22人	10人	32人
	8日 (土)	キッズダンス	22人	13人	35人
	15日 (土)	将棋教室	0人	0人	0人
	20日 (木)	WaiWai ルーム	7人	7人	14人
	22日 (土)	キッズ工作	7人	10人	17人
	6日 (木)	危機管理訓練(地震・熱中対策確認)	0人	3人	3人
7月	2日 (火)	ゴーゴーキッズ	3人	3人	6人
	4日 (木)	WaiWai ルーム	4人	40人	44人
	6日 (土)	将棋教室	0人	0人	0人
	9日 (火)	ゴーゴーキッズ	4人	4人	8人
	13日 (土)	キッズ工作	17人	5人	22人
	13日 (土)	キッズダンス	37人	20人	57人
	18日 (木)	WaiWai ルーム	4人	1人	5人
	20日 (土)	カブトムシすもう大会	32人	26人	58人
	27日 (土)	キッズ工作	2人	2人	4人
	23日 (火)	危機管理訓練(その他の災害)	0人	3人	3人
8月	3日 (土)	将棋教室	0人	0人	0人
	10日 (木)	異年齢交流	25人	8人	33人
	17日 (土)	将棋教室	0人	0人	0人
	17日 (土)	アート教室(季節の手芸)	20人	6人	26人
	24日 (土)	キッズ工作	3人	1人	4人
	24日 (土)	キッズダンス	22人	15人	37人
	25日 (日)	お化け屋敷	37人	12人	49人
	24日 (土)	危機管理訓練(地震・その他の災害)	15人	2人	17人

○令和6年度 川副児童館活動計画実績

月	日・曜日	活 動 内 容	参加人数		
			子ども	大人	計
9月	4日 (水)	子育て講座(中止)	0人	0人	0人
	5日 (木)	WaiWaiルーム	11人	14人	25人
	7日 (土)	将棋教室	0人	0人	0人
	7日 (土)	キッズダンス	36人	21人	57人
	11日 (水)	子育て講座(中止)	0人	0人	0人
	14日 (土)	キッズ工作	3人	1人	4人
	18日 (水)	子育て講座(中止)	0人	0人	0人
	19日 (木)	WaiWaiルーム	23人	7人	30人
	21日 (水)	将棋教室	3人	0人	3人
	27日 (金)	子育て講座(中止)	0人	0人	0人
	28日 (土)	キッズ工作	8人	1人	9人
10月	3日 (火)	危機管理訓練(各マニュアル確認)	0人	4人	4人
	2日 (水)	子育て講座(中止)	0人	0人	0人
	3日 (木)	WaiWai ルーム	5人	7人	12人
	5日 (土)	将棋教室	6人	6人	12人
	9日 (水)	子育て講座(中止)	0人	0人	0人
	12日 (土)	キッズ工作	3人	1人	4人
	12日 (土)	キッズダンス	34人	16人	50人
	17日 (木)	WaiWai ルーム	0人	0人	0人
	19日 (土)	アート教室(絵手紙)	5人	2人	7人
	19日 (土)	将棋教室	0人	0人	0人
26日 (土)	キッズ工作	0人	0人	0人	
1日 (火)	危機管理訓練(洪水・その他の災害)	0人	3人	3人	
11月	3日 (日)	サツマイモ収穫	27人	18人	45人
	7日 (木)	WaiWai ルーム	0人	0人	0人
	9日 (土)	キッズ工作	3人	2人	5人
	12日 (火)	ゴーゴーキッズ	3人	2人	5人
	16日 (土)	アート教室(エコ工作)	15人	5人	20人
	16日 (土)	将棋教室	0人	0人	0人
	19日 (火)	ゴーゴーキッズ	2人	2人	4人
	21日 (木)	WaiWai ルーム	0人	0人	0人
	23日 (土)	キッズ工作	0人	2人	2人
	30日 (土)	児童館まつり	173人	64人	237人
	30日 (土)	キッズダンス	14人	8人	22人
13日 (水)	危機管理訓練(アレルギー対策確認)	0人	3人	3人	
12月	5日 (木)	WaiWai ルーム	2人	3人	5人
	7日 (土)	将棋教室	0人	0人	0人
	7日 (土)	ガーデンコンサート(佐賀大学管弦楽団)	12人	7人	19人
	14日 (土)	クリスマス会	119人	88人	207人
	14日 (土)	キッズダンス	16人	8人	24人
	19日 (木)	WaiWai ルーム	0人	0人	0人
	21日 (土)	将棋教室	0人	0人	0人
	24日 (土)	ドッチボール大会とおにぎり	23人	0人	23人
3日 (火)	危機管理訓練(地震避難訓練)	0人	3人	3人	
1月	11日 (土)	キッズ工作	4人	1人	5人
	11日 (土)	キッズダンス	21人	12人	33人
	16日 (木)	WaiWai ルーム	3人	4人	7人
	18日 (土)	将棋教室	0人	0人	0人
	18日 (土)	書初め	3人	2人	5人
	21日 (火)	ゴーゴーキッズ	0人	0人	0人
	25日 (土)	キッズ工作	5人	1人	6人
	18日 (水)	危機管理訓練(総合)	0人	4人	4人

○令和6年度 川副児童館活動計画実績

月	日・曜日	活 動 内 容	参加人数		
			子ども	大人	計
2月	1日 (土)	将棋教室	0人	0人	0人
	1日 (土)	節分	21人	6人	27人
	4日 (火)	ゴーゴーキッズ	0人	0人	0人
	6日 (木)	WaiWai ルーム	0人	0人	0人
	8日 (土)	キッズ工作	15人	4人	19人
	8日 (土)	キッズダンス	18人	11人	29人
	9日 (日)	ハレンタインカード作り	4人	2人	6人
	15日 (土)	将棋教室	0人	0人	0人
	15日 (木)	アート教室(エコ工作)	6人	0人	6人
	20日 (木)	WaiWai ルーム	7人	9人	16人
	22日 (土)	キッズ工作	8人	2人	10人
	6日 (火)	危機管理訓練(総合)	10人	3人	13人
3月	1日 (土)	将棋教室	0人	0人	0人
	6日 (木)	WaiWai ルーム	0人	0人	0人
	8日 (土)	キッズ工作	11人	4人	15人
	8日 (土)	キッズダンス	27人	16人	43人
	15日 (土)	将棋教室	0人	0人	0人
	20日 (木)	WaiWai ルーム	12人	4人	16人
	22日 (土)	キッズ工作	9人	1人	10人
	29日 (土)	人形劇	70人	36人	106人
26日 (火)	危機管理訓練(不審者)	0人	5人	5人	
参加者合計			1,218人	718人	1,936人
開催回数			121回		
1回あたりの参加人数			10人	6人	16人

<定期事業>

R7. 3現在

- ※ 毎週火曜日…ゴーゴーキッズ(乳幼児講座)
- ※ 毎月第2・4土曜日…キッズダンス

(3) 令和7年度の計画について

○令和7年度 川副児童館活動計画

月	日・曜日	活 動 内 容
4月	8日 (火)	ゴーゴーキッズ
	12日 (土)	キッズ工作
	12日 (土)	キッズダンス
	15日 (火)	ゴーゴーキッズ
	19日 (土)	アート教室
	26日 (土)	キッズ工作
	24日 (木)	危機管理訓練(火災)
5月	3日 (土)	おやこ絵手紙教室
	10日 (土)	キッズ工作
	10日 (土)	キッズダンス
	13日 (火)	ゴーゴーキッズ
	15日 (木)	WaiWai ルーム
	20日 (火)	ゴーゴーキッズ
	23日 (金)	子育て講座
	24日 (土)	キッズ工作
16日 (木)	危機管理訓練(不審者対策訓練)	
6月	3日 (火)	ゴーゴーキッズ
	7日 (土)	サツマイモ苗植え
	10日 (火)	ゴーゴーキッズ
	5日 (木)	WaiWai ルーム
	14日 (土)	キッズ工作
	14日 (土)	キッズダンス
	17日 (火)	ゴーゴーキッズ
	21日 (土)	アート教室
	28日 (土)	キッズ工作
	6日 (木)	危機管理訓練(地震)
7月	1日 (火)	ゴーゴーキッズ
	3日 (木)	WaiWai ルーム
	8日 (火)	ゴーゴーキッズ
	12日 (土)	キッズ工作
	12日 (土)	キッズダンス
	16日 (火)	ゴーゴーキッズ
	17日 (木)	WaiWai ルーム
	19日 (土)	カブトムシすもう大会
	26日 (土)	キッズ工作
	27日 (日)	書道教室(1回目)
	18日 (金)	危機管理訓練(風雨災害対策確認)

(3) 令和7年度の計画について

○令和7年度 川副児童館活動計画

月	日・曜日	活 動 内 容
8月	2日 (土)	ASOBI∞Labo
	3日 (土)	書道教室(2回目)
	5日 (火)	ゴーゴーキッズ
	10日 (木)	異年齢交流
	16日 (土)	アート教室
	19日 (火)	ゴーゴーキッズ
	23日 (土)	水鉄砲
	23日 (土)	キッズダンス
	24日 (木)	お化け屋敷
	14日 (土)	危機管理訓練
9月	2日 (火)	ゴーゴーキッズ
	4日 (木)	WaiWaiルーム
	9日 (火)	ゴーゴーキッズ
	13日 (土)	キッズ工作
	13日 (土)	キッズダンス
	18日 (木)	WaiWaiルーム
	20日 (土)	アート教室
	26日 (金)	子育て講座
	27日 (土)	キッズ工作
	21日 (火)	危機管理訓練(洪水)
10月	2日 (木)	WaiWai ルーム
	7日 (火)	ゴーゴーキッズ
	11日 (土)	キッズ工作
	11日 (土)	キッズダンス
	16日 (木)	WaiWai ルーム
	18日 (土)	クリスマスオーナメントづくり
	21日 (火)	ゴーゴーキッズ
	25日 (土)	ハロウィン仮装大会
	1日 (火)	危機管理訓練(感染症対策確認)
11月	6日 (木)	WaiWai ルーム
	8日 (土)	サツマイモ収穫
	11日 (火)	ゴーゴーキッズ
	15日 (土)	キッズダンス
	16日 (日)	クリスマスオーナメントづくり
	18日 (火)	ゴーゴーキッズ
	22日 (土)	児童館まつり
	28日 (金)	子育て講座
	30日 (土)	芋づるのクリスマスリース作り
	12日 (火)	危機管理訓練(アレルギー対策確認)

(3) 令和7年度の計画について

○令和7年度 川副児童館活動計画

月	日・曜日	活 動 内 容
12月	5日 (木)	WaiWai ルーム
	7日 (土)	将棋教室
	7日 (土)	ガーデンコンサート(佐賀大学管弦楽団)
	14日 (土)	クリスマス会
	19日 (木)	WaiWai ルーム
	21日 (土)	将棋教室
	3日 (火)	危機管理訓練(地震避難訓練)
1月	11日 (土)	キッズ工作
	16日 (木)	WaiWai ルーム
	18日 (土)	将棋教室
	18日 (土)	書初め
	25日 (土)	キッズ工作
	9日 (火)	危機管理訓練(各マニュアル確認)
2月	1日 (土)	将棋教室
	6日 (木)	WaiWai ルーム
	8日 (土)	キッズ工作
	15日 (土)	将棋教室
	15日 (木)	アート教室(エコ工作)
	20日 (木)	WaiWai ルーム
	22日 (土)	キッズ工作
	6日 (火)	危機管理訓練(不審者訓練)
3月	1日 (土)	将棋教室
	6日 (木)	WaiWai ルーム
	8日 (土)	キッズ工作
	15日 (土)	将棋教室
	20日 (木)	WaiWai ルーム
	22日 (土)	キッズ工作
	26日 (火)	危機管理訓練(火災避難訓練)

<定期事業>

※ 毎週火曜日…ゴーゴーキッズ(乳幼児講座)

※ 毎月第2・4土曜日…キッズダンス

(4) 利用者アンケートについて

【児童】期間：令和7年6月～7月

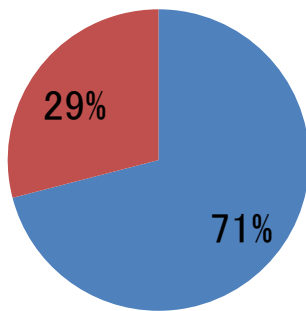
川副児童館に遊びにきた児童を対象に、アンケート用紙を配布し調査をした。
回答者：35人（小学1年生～中学3年生）

回答者内訳（35名）

（人）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
南川副小	0	3	5	3	5	3	19
川副中	13	0	3	-	-	-	16
合計	13	3	8	3	5	3	35

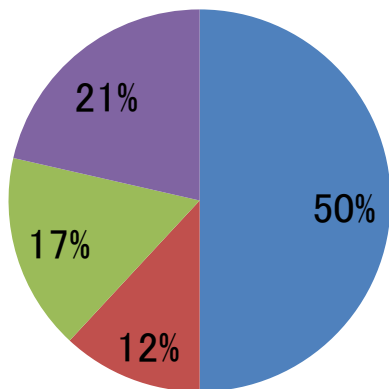
問1. 児童館を利用して楽しかったですか？



- ①大変楽しかった
- ②楽しかった
- ③あまり楽しくなかった
- ④楽しくなかった

全員が「大変楽しかった」「楽しかった」と回答しており、高い評価で満足をいただいていることが分かった。

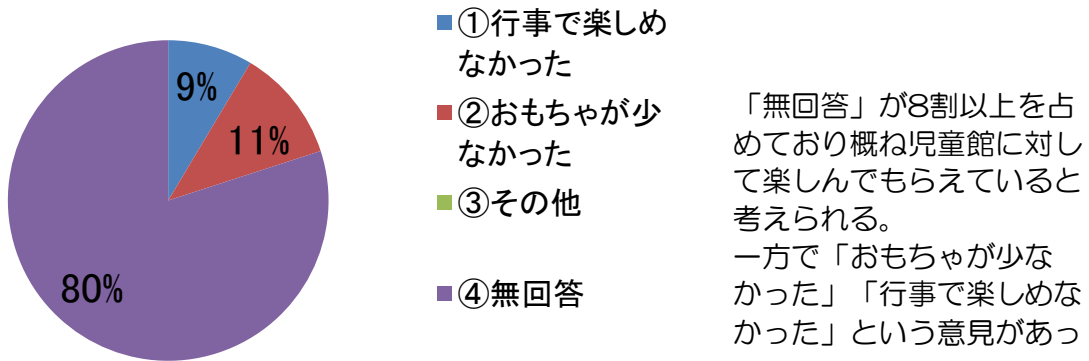
問2. よかった点（複数回答可）



- ①家でできない遊びができる
- ②楽しい行事がたくさんある
- ③ちがう学年や学校の子ともと交流できる
- ④先生たちと遊ぶのが楽しい

「家でできない遊びができる」点を過半数の方が選択されており、児童館でしかできない過ごし方で利用していただいている。次に「先生たちと遊ぶのが楽しい」という項目の割合が高く、「楽しい行事がたくさんある」という点でも評価されている。

問3. 楽しくなかったときはどんなときですか？



児童の意見（問4.どうすればもっと児童館を利用したいと思いますか？）

楽しかったこと	児童館への要望や欲しいもの	
ぬりえ	グラウンドを広くしてほしい	遊具が少ない
観察	サッカーゴールとかテニスコートが欲しい	アスレチック
卓球	野球ができる場所やグロブが欲しい	ターザンロープ
バスケ	ドッジボールができる体育館が欲しい	鉄棒
友だちと遊ぶ	楽器を吹ける場所が欲しい	ブランコ
	スマホを使いたい	大きなスベリ台
	色々なゲームをしたい	マット
	もうちょっと長く遊びたい	ボールを増やして欲しい
		サッカー、バスケ、ラクビーボール

【参考 | 昨年度意見】

○楽しかったこと

- ・おともだちと遊ぶ
- ・いろいろな遊具が楽しい

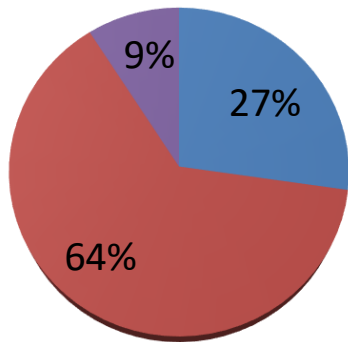
○児童館への要望や欲しいもの

- ・（もっと）ひろいとたのしい
- ・おもちゃがいっぱいあったらたのしい
- ・ゲームを増やす(2名)
- ・遊具をもっと増やす
- ・来館者でミニ運動会をしたい
- ・外で遊べる大きな遊具が欲しい（すべり台、ブランコ）
- ・すべり台が欲しい
- ・大人ともたくさんあそびたい
- ・（いまのままで）たのしい(2名)

【保護者】 期間：令和7年6月～7月

川副児童館に遊びにきた乳幼児、児童の保護者を対象に、アンケート用紙を配布し調査をした。回答者数11人

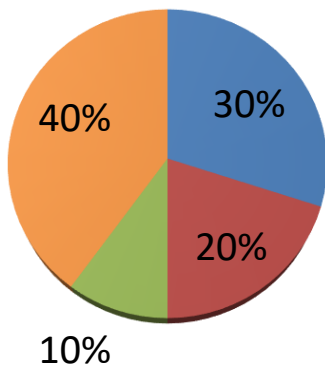
問1. どんな時に利用するか？



- ①行事がやっているとき
- ②どちらかといえば行事関係なく子どもに合わせて
- ③保護者同士での交流のため
- ④その他

「どちらかといえば行事関係なく子どもに合わせて」が最も多く、次いで「行事がやっている時」となっている。

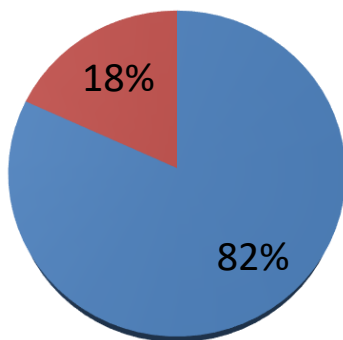
問2. 利用のきっかけはなんですか？



- 市報
- 行事予定
- 佐賀市公式HP
- 佐賀市公式LINE
- お子さんの紹介
- 知り合いの紹介

「知り合いの紹介」といった“人づて”によるものが4割を占めており、子育て世代の情報交換が大きな要素となっている。また、児童館が配布している「行事予定」や「市報」の情報をみての来館の割合が全体の5割を占めている。

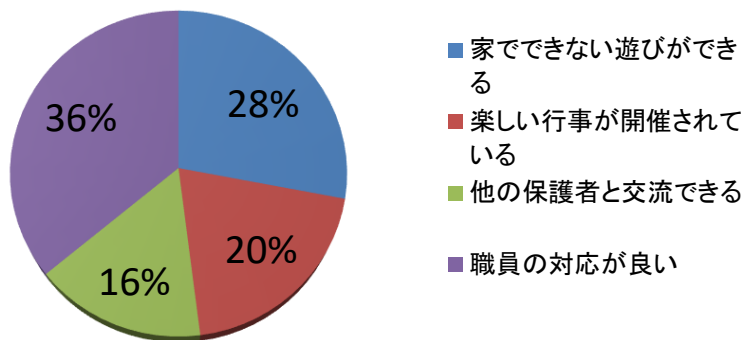
問3. 児童館を利用してみてどうでしたか？



- 大変よかった
- よかった
- あまりよくなかった
- よくなかった

全員が「大変よかった」または、「よかった」と回答されており利用者から高評価をいただいている。

問4. よかった点



「職員の良い対応」の割合が最も多く、“居心地の良さ”も好印象の要因となっている。また「家でできない遊びができる」と「楽しい行事が開催されている」点が評価されており、イベントや児童館としての役割も評価されている。

保護者の意見

児童館の良かった点
先生方が子どもたちと遊んでくれる
家にはないおもちゃが置いてある
笑顔で丁寧に接して下さるので、また来たいと思える所
施設内にあるもので改善して欲しいものなど
味噌作りやクッキング、子ども食堂など食育になるイベントをやって欲しい
保護者と子どもたちとなかなか交流できてなくさみしいと感じ、またにぎやかな児童館になればと思います

【参考 | 昨年度意見】

○児童館の良かった点

- ・他の年齢の子と自然と仲良く遊べている
- ・子どもの遊びに集中して関わられて大変良いです
- ・他の子と遊べる
- ・初めての利用だったが楽しめた
- ・とてもあたたかい場所

施設内にあるもので改善した欲しいものなど

- ・トイレの広さ、洋式を増やしてほしい
- ・窓など建物が古くなっている部分が多い
- ・新人母親・父親の交流などの保護者会等の開催

佐賀市児童館運営協議会運営要綱

(運営協議会の設置)

第1条 佐賀市内の児童館の適正な管理運営を図るため、佐賀市内の児童館に児童館運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、「別表1」に掲げる委員8人以内で各児童館に組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を各1名置く。
- 3 会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

(職務)

第3条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末までとする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、次の各号に掲げる事項について意見交換及び情報共有等を行う。
 - (1) 児童館の管理に関する事。
 - (2) 児童館の運営方針に関する事。

(開催回数)

第6条 協議会は、毎年1回以上開催するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、児童館を所管する部署において行う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

佐賀市児童館運営協議会委員

部 門	人数	委 員
地域組織の代表者	8人以内 〔各部門から 1人以上〕	自治会や子ども会など地域で活動する団体の代表者
学識経験者		幼稚園や保育園及び小学校の教諭など子どもの生活や行動に関する見識を持つ経験者
利用者代表		利用児童の保護者代表等

○佐賀市審議会等の会議の公開に関する規程

平成17年10月1日

訓令第18号

(目的)

第1条 この訓令は、審議会等の会議を公開することにより、市政への市民参加を推進し、信頼を確保し、公正で開かれた市政を実現することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この訓令における審議会等の会議とは、市民、学識経験者等を構成員として、市の事務について審議、審査、諮問、調査等（以下「審議等」という。）を行うために設置された審議会、審査会、協議会等（以下「審議会等」という。）の会議をいうものとする。

(会議の公開基準)

第3条 審議会等の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により会議が非公開とされている場合
- (2) 佐賀市情報公開条例（平成17年佐賀市条例第19号。以下「条例」という。）に規定する非公開情報に関し、審議等をする場合
- (3) 公開することにより、会議の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催をあらかじめ公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じたときは、この限りでない。

2 前項に規定する公表は、当該会議を開催する日の1週間前までに審議会等の会議の開催のお知らせ（別記様式）を総務法制課に備え置くとともに、当該お知らせに

掲げる事項をインターネットの佐賀市のホームページ(以下「佐賀市ホームページ」という。)への登載、市報への掲載、報道機関への情報提供その他の広報手段により行うものとする。

(平20訓令3・平28訓令1・令5訓令5・一部改正)

(公開の方法等)

第6条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者(以下「傍聴者」という。)の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席及び記者席を設けるよう努めるものとする。

3 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る手続事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

4 審議会等は、会議に関する報道機関の取材について十分配慮するものとする。

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者

(3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第8条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議の会場において発言しないこと。

(3) みだりに傍聴席を離れないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

ただし、審議会等が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。

(6) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会議資料の提供)

第9条 審議会等は、公開する会議において、傍聴者に会議資料（条例に規定する非公開情報が記録されているものを除く。）を提供するよう努めるものとする。

2 審議会等は、前項の規定による傍聴者に提供する会議資料を、あらかじめ総務部総務法制課に提出するものとする。

(平20訓令3・一部改正)

(議事録等の作成)

第10条 審議会等は、会議終了後、速やかに当該会議の議事録又は議事概要（以下「議事録等」という。）を作成するものとする。

(会議資料及び議事録等の公表)

第11条 審議会等は、第9条第1項に規定する会議資料及び公開された審議会等の会議に係る議事録等の写しを総務法制課内の行政資料コーナーにおいて一般の利用に供するとともに、当該議事録等の内容を佐賀市ホームページ等により公表するものとする。

(平20訓令3・平28訓令1・令5訓令5・一部改正)

(審議会等の一覧及び運用状況の公開)

第12条 市長は、審議会等の名称、目的等に関する資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

2 市長は、毎年1回、各審議会等の公開状況を取りまとめ、公表するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第13条 審議会等の会議の公開等について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(補則)

第14条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市審議会等の会議の公開に関す

る規程（平成12年佐賀市訓令甲第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日訓令第5号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

審議会等の会議の開催のお知らせ

会議の名称	
開催日時	
開催場所	
議 題	
公開又は非公開 の 別	
非公開の理由	
傍聴者の定員	
傍聴手続	
問い合わせ先	部・支所 課 電話番号 担当者
そ の 他	